

京都精華大学 各種試験およびレポート等における不正行為に関する規程

[目的]

第1条 この規程は、京都精華大学履修規程第4条第8項の規定および京都精華大学大学院学則に基づき、本学の実施する各種試験およびレポート等における不正行為について、判定や成績評価に関する必要な事項を定めることを目的とする。

[定義]

第2条 この規程において「各種試験」とは、学期末試験、追試験、再試験および授業時間内に実施される中間テストや小テストをいう。

2 各種試験における不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 私語や態度不正を注意しても改めないとき
- (2) 不正に物品や教科書・ノートの貸し借りをしたとき
- (3) 許可された以外のものを参照したとき。また、他人のノートのコピーや、コピーを貼りつけたノートを持ち込んだとき
- (4) 代人受験をしたとき、またはそれをさせたとき
- (5) 答案用紙を他の受験者とすり代えたとき、またはそれに応じたとき
- (6) 他の受験者の答案用紙を見たり解答を聞いたりしたとき、またはそれに応じたとき
- (7) 監督者の指示に従わないとき
- (8) その他、教務委員会において不正と判断されたとき

3 この規程において「レポート等」とは、授業内で指示された課題レポート・課題作品や学期末のレポート試験、卒業論文・卒業制作、修士論文・修士作品、博士論文をいう。

4 レポート等における不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 他人の著作物を剽窃・流用・コピーしたとき
- (2) インターネット上に掲載されている第三者の著作物を、引用元などの記載をせずにそのまま流用したとき
- (3) 生成AI等の人工知能を用いて出力した情報を、科目担当教員の許可なく使用したとき、または引用元などの記載をせずにそのまま使用したとき
- (4) その他、教務委員会において不正と判断されたとき

[事案の報告]

第3条 科目担当教員等は、不正と疑われる行為が発生した場合は、当該科目の開講学部長等を通して速やかに教務部長に報告するものとする。

[調査委員会]

第4条 教務部長は、前条の報告の後、速やかに教務委員会の下に調査委員会を設置して、事実の確認および当該学生に対する事情聴取を行い、不正行為の判定と成績評価を決定する。

2 調査委員会は、教務部長が委員長となり、当該学生が所属する学部等の教務委員を含む教務部長が指名した4名以上の教員で構成する。また、教学担当副学長は必要に応じて陪席することができる。

3 不正行為と判定した場合、成績評価は行為の重大性や悪質性により、当該科目の成績評価を0点とするか、当該学期の全履修科目の成績評価を0点とするか等を決定する。

[当該学生への通知]

第5条 教務部長は、不正行為の判定や成績評価が決定した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。

[不服申立て]

第6条 当該学生は、不服申立てする場合は7日以内に理由を記した文書を教務部長に提出することができる。

2 教務部長は、不服申立てがあった場合は、再度調査委員会を開催して審議しなければならない。なお、この再度の調査結果に対する不服申し立ては認めない。

[事務担当部署]

第7条 この規程に関する事務は、教学グループが担当する。

[改廃]

第8条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この規程は、2020年10月19日に制定し、同日から施行する。
- 2 2021年2月15日改定・施行